

No. 40 (公財) 岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		所管部局 室・課等	岩手県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日	事務所所在地 〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号	電話番号	019-624-8930		
	(平成23年1月12日公益財団法人へ移行)		HPアドレス	https://www.iwate-boutsui.jp/		
資(基)本金等	600,000,000円	うち県の出資等 割合	499,105,000円	83.2%		
設立目的	この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,175千円	平均年齢 ※	62.0才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	0名	うち県OB	4名
	平均年収 ※	3,360千円	平均年齢 ※	63.0才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割【所管部局記載】

1	暴力団犯罪に関する広報・啓発活動を行うことにより、犯罪被害の未然防止を図るとともに、県民からの暴力団等にかかる相談に対し、専門的見地からの適切な助言・指導により解決を図る。
2	暴力団組織からの離脱、更生、社会復帰を希望する者に対して、更生支援金制度の活用や関係行政機関、離脱者受入賛同企業等と連携した支援活動を推進する。
3	企業・業界と密接な関係を持つ当法人が身近な受け皿となり、広報啓発及び相談の受理を行うことにより、県警と連携のうえ、暴力団による震災復旧・復興事業への介入の阻止を図る。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性【所管部局記載】

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似した事業を行っている他の団体はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

暴力団事件被害者、組織離脱希望者への支援事業は、緊急性が高く、早急な意思決定が求められるが、本法人は少人数の機関であり早急な意思決定が可能であることから、スピーディに事業が実施できる点で県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方【所管部局記載】

本法人は、岩手県内において暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行っている唯一の公益法人であり、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、安全で住みよい岩手県の実現に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団被害防止のための広報誌の配布	① 年35,000部以上配布	31,800部		
取組内容	当法人の作成した広報誌や不当要求防止責任者に対する教材資料等を配付し、暴力団情勢や不当要求の手口等について広く広報啓発を行ったことにより、暴力団による犯罪や不当要求の手口についての認識向上が図られた。				
課題	暴力団への対応は、不当要求の手口に関する知識や実際の対応要領を身に付けることが肝要であり、本事業は犯罪被害の未然防止の為に必要不可欠である。また本事業は法人のPRも兼ねていることから、費用対効果を考慮しながら今後も継続して推進する必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団追放機運醸成のための暴力団追放県民大会の実施	① 参加人数600人以上	約500人		
取組内容	10月21日に都南文化会館（キャラホール）を会場として開催。暴力団排除活動の最先端である福岡県より講師を招聘して講話を実施するなどし、暴力団排除機運の醸成を図った。なお、目標値を達成するには至らなかったが、これは新型コロナウイルスによる大規模イベントにおける人数制限を考慮し、会場収容人数の約半数である500人を動員目標としたためである。				
課題	本大会は県民の暴力団追放に対する意識の向上を図ると共に、法人のPRをする絶好の場でもあるから、今後も法人の一大イベントとして、県民の関心を惹くために講話内容やアトラクションに工夫を凝らすなど、最大限の実効を上げるための方策を講じていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団被害者等に関する相談への適切な対応と支援	① 適切な助言、必要に応じた関係機関への引き継ぎ	122件受理		
取組内容	当法人は県民の身近な相談窓口として、暴力団による犯罪被害者に限らず、犯罪の予兆事案等も含めて広く相談を受理しているところであり、昨年は122件の相談を受理した。内容は、前年度に引き続き暴力団排除のための暴力団情報提供依頼が大部分を占め、これに適切に対応することにより、企業による暴力団排除の推進を支援した。				
課題	相談数の大部分を暴力団排除のための情報提供依頼が占めていることから、法人が県民にとって身近な相談窓口として認知され、県民の間にも高い暴排意識が浸透していることがうかがえる。今後も県民からの期待に応えるべく、個人情報の適正な取扱いに十分に留意しながら事業を推進する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団離脱希望者に対する社会復帰支援	① 支援の実施	実施なし		
取組内容	暴力団離脱希望者に対する支援実績はなかった。本事業は基準を満たした対象者からの申し出によるものであることから、対象者が限定される事業であるため能動的な事業実施には限界がある。				
課題	本事業は実績が低調であるが、その原因のひとつに事業の認知度の低さが挙げられる。法人が会長となる社会復帰対策連絡会にはハローワーク等国の機関も参画しており、事業の認知度、法人の存在感の向上にも繋がるものであるが、昨年度は連絡会総会の開催がなかったことから、今後も定期的に開催して横の連携を取り合うことにより、事業の対象となる事案を掘り起こし、事業実績に繋げるよう努める必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	責任者講習委託業務の効果的・計画的推進	① 県内各地で24回以上実施 ② 受講人数600人以上	25回実施 662人		
取組内容	昨年度は対象業種を運輸業、小売業、金融業を中心として県下一円で行った。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、密状態の回避のため会場キャパシティに余裕を持たせたり、検温、消毒作業を徹底する等受講者が安心して受講ができるように努めた結果、回数、受講者数共に目標を達成するに至った。				
課題	不当要求防止責任者講習は、各事業所の不当要求対応責任者に対して直接実践的な対応要領等を講義するものであり、受講人数の増加は暴力団からの犯罪被害の未然防止に繋がるものであるから、内容の充実を図ると共に未受講者の多い業種に対して受講を促す等、受講者数の拡大に努める必要がある。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	東日本大震災復旧・復興事業への暴力団介入阻止のための支援	① 警察と連携した広報啓発活動の実施 ② 復旧・復興事業参入業者からの相談対応	随時実施 随時実施		
取組内容	警察と連携して被災地域を会場として行う責任者講習やHP、広報誌等を活用して暴力団等反社会的勢力による公共事業への介入手口等についての情報を発信することにより、暴力団による復興事業への介入の未然防止を図った。				
課題	近年、反社会的勢力による復興事業等への介入事案は把握されておらず、広報啓発が実効を上げているものと認められる。大規模復興事業はほぼ完了し、反社会的勢力が介入する余地は少なくなったことから、来年度以降は通常の相談事業により十分に対応が可能と認められる。				
7	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県民からの意見・要望の把握による事業の推進	① 会議・研修での意見要望の吸い上げ	随時実施		
取組内容	責任者講習や各種協議会、研修会等直接県民と相対する場において、随時意見要望の把握に努めている。				
課題	県民の意識から乖離することなく、適切な方向性を保ちながら事業を実施するためには県民の意見・要望の把握は不可欠であるが、県出資法人として当然の姿勢であることから次期計画では目標とはせず、通常の事業実施の中で随時行っていくよう指導する。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	基本財産運用方針に基づく安全で有利な資金運用の実施	① 平均年利2%以上確保	平均2.55%		
取組内容	従来は安全性の高い公債での運用を原則としてきたが、低金利政策に伴う利率の低下により公債のみでは目標利率の確保が困難な情勢であることから、運用できる商品に幅を持たせるために基本財産運用規程の変更を行い、ドル建ての日本社債への買い換えを行い積極的な運用を図った。				
課題	低金利政策により国内の公債はいずれも利率が低く、好転は当面望めないことから、リスクヘッジを考慮しつつ利回りの良い商品を織り交ぜる等柔軟な対応が必要とされるが、同時に基本財産が欠損することが無いよう、県の方針に沿って安全性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	賛助金、寄付金収入の確保	① 前年度比増額	21万円増		
取組内容	コロナ禍の影響で社会経済は依然として低迷しているが、各種事業を通じて賛助会員の確保、賛助金の納入を働きかける等した結果、前年度比増額となった。				
課題	現在、寄付金額の殆どを占めているのが某法人の解散に伴う基本財産整理に係る寄付金納入であり、その寄付が間もなく終了することから、今後は新たに寄付企業を募る等増収のための具体的方策を実行する必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴追県民大会費用の計画的支出	① 総経費の60%以内の負担	約72%		
取組内容	令和4年度の大会実施費用は、総額約100万円のうち法人負担分が約72万円となった。基本的に、大会の実施に係る費用は開催地の暴力団排除組織と概ね折半しているが、今回は法人側の主導で福岡県から講師を招聘したため、その旅費等を法人で全額負担したことが支出の多くの割合を占め、目標値の枠内に収まらなかったものである。				
課題	昨年度は目標を達成するに至らなかったが、大会を充実させるために積極的に取り組んだ結果であり、その姿勢は評価できる。なお、本目標は支出抑制のための目標であったが、支出額が総支出額の割合に比して少なく抑制効果が低いこと、負担割合は法人と開催地域暴排組織の概ね折半となっていることにより目標とするには馴染まないことから、次期計画においては削除するよう指導した。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	ホームページを活用した情報公開の推進	① 公開情報の適切な更新	随時実施		
取組内容	ホームページ上に掲載していない情報として役員の氏名等があるが、これは民間人が暴力団等からの報復の対象となることを防止する観点からの対応である。なお、来年度以降は「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき情報公開を推進することとし、次期計画においては目標から削除することとした。				
課題	指針により情報公開すべき項目とされているもののうち、上記の役員氏名の他にも未公開の事項があることから、今後は指針に基づき適切な情報公開を進める必要がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	法人事業活動の積極的なPR活動による新規賛助会員の確保	① 前年度比増	▲9会員		
取組内容	責任者講習等を通じて法人の活動への理解を得られるよう広報活動に努めた結果、新たに8会員獲得したものの、一方でコロナ禍の影響による経済状況の悪化などを理由として退会も相次いだことから、差し引きで前年度比9会員の減少となった。				
課題	今年度の賛助会費の納入額は前年度比若干のプラスであり、会員の減少は収入状況に直接の影響はほとんど与えていないが、賛助会員数は法人の活動への理解度を表すパラメーターとも言えるものでもある。金銭が発生することから経済情勢に影響を受けることはやむを得ないものの、法人や事業のPR活動を通じて積極的に新規会員の獲得に努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	10			10	10			10	10			10
計	11		1	10	11		1	10	11		1	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職	3		3		3		3		3		3	
	小計	4		4		4		4		4		4	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4		4		4		4		4		4	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職						3	3
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						3	3
	その他							
	計						4	4

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

平成23年に公益財団法人に移行する際、役員を削減して現在の人数として、以来変更無く現在に至っている。職員数については、その以前より現在と同じ専務理事を含めた4人体制であり総数に変更は無いが、令和3年度に経理課長を非常勤職員から常勤職員に変更している。

〔県の関与の状況について〕

県職員の派遣はない。

〔職員の年齢構成について〕

法人の職員は、法人の主事業である相談業務を遂行するために必要な暴力追放相談委員の資格を取得できる者である必要があり、国家公安委員会規則の定めにより警察OBであることを前提としていることから、高い年齢層で構成されている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
資産	759,715	738,856	697,239	▲ 41,617	
流動資産	2,347	1,169	17,253	16,084	
うち現預金	2,249	1,071	17,110	16,039	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	757,368	737,687	679,986	▲ 57,701	
基本財産	712,635	691,900	629,951	▲ 61,949	
うち投資有価証券	712,555	691,820	629,871	▲ 61,949	
特定資産	44,733	45,420	49,063	3,643	
うち投資有価証券	20,216	20,004	20,020	16	
その他固定資産	0	367	972	605	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	1,660	2,051	3,424	1,373	
流動負債	1,148	1,027	1,633	606	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	512	1,024	1,791	767	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	758,055	736,804	693,815	▲ 42,989	
指定正味財産	708,869	689,549	596,090	▲ 93,459	
一般正味財産	49,186	47,255	97,725	50,470	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
正味財産増減計算書					
経常収益	21,461	21,453	25,042	3,589	
経常費用	20,710	21,756	26,421	4,665	
事業費	15,791	15,336	18,682	3,346	
うち人件費	10,719	10,230	11,863	1,633	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	4,919	6,420	7,739	1,319	
うち人件費	4,141	5,655	6,428	773	
評価損益等増減額	3,823	▲ 1,628	154	1,782	
当期経常増減額	4,574	▲ 1,931	▲ 1,225	706	
経常外収益	0	0	51,695	51,695	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	51,695	51,695	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	4,574	▲ 1,931	50,470	52,401	
当期指定正味財産増減額	▲ 1,458	▲ 19,320	▲ 93,459	▲ 74,139	
正味財産期末残高	758,055	736,804	693,815	▲ 42,989	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
県の財政的関与					
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	2,544	2,415	2,372	▲ 43	責任者講習受託事業
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務指標					
自己資本比率(%)	99.8	99.7	99.5	▲ 0.2	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	204.4	113.8	1,056.5	942.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	23.8	29.5	29.3	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	71.8	73.0	69.2	▲ 3.8	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	103.6	98.6	290.4	191.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.6	▲ 0.3	▲ 0.2	0.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務評価	A	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
R4年度は利率の高い有価証券への買い替えを行ったことから運用益が増加したが、同有価証券の評価額が下落したことにより資産額が減少した。

〔県の財政的関与について〕
当法人は岩手県公安委員会からの委託事業として、責任者講習業務を受託して実施しており、その委託料以外に県の財政的関与はない。

〔財務指標・財務評価について〕
現金預金が増えたことから流動比率が増加し、有価証券売却益(経常外収益)が発生したことから独立採算度も大幅に上昇した。なお流動負債は預り金と引当金であり、借入金や法人の事業に係る負債は存在しない。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の事業は、県民の暴力団排除気運の醸成を促し、広報・啓発により暴力団による犯罪被害の未然防止を図ることを主目的とするものであり、年度単位で明確な成果を示すことができる性質のものではないが、近年、暴力団犯罪被害に係る相談が減少傾向にあり、一方で相談事業において、相談内容のほとんどを暴力団排除のための個人情報提供依頼が占めていることを鑑みるに、法人の存在は県民に浸透し、順調に成果を上げており、県の施策推進に寄与しているものとする。
所管部局	法人は、より民間に近い立場で暴力団排除を推進しており、警察への相談の前段階として法人を頼るケースも多く、県民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たしていると認められる。法人の事業目標については、法人の事業は数値で明確に達成状況を測定できる性質のものではなく、かつ、受動的な性質の事業が多いことから、成果目標を立てることが非常に困難であるものの、目標の数値化が可能なものについては極力数値化がなされており、内容も施策推進に寄与する妥当なものであると認める。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は法律（暴力団対策法）に基づいて設置された法人であり、実施する事業も法律で定められている。また、事業の実施のためには警察OBであることを前提とした国家公安委員会規則で定められた資格が必要であるほか、特に法人の主たる事業である相談事業では、犯罪に対する知識や経験を生かして対応する必要がある。これらの事業の特殊性は、他の民間団体や自治体では代替しえないものである。
所管部局	法人が行っている相談事業について、弁護士と違い無料で相談ができ、警察よりも敷居が低いため相談がしやすく、事案により両者に適切な引継ぎを行って橋渡し役となっており、特にこの相談事業を通じて県民にとって身近な存在となっている。このように、警察と弁護士の両方に太いパイプを持ち、県民に身近な相談窓口となれるのは法人以外には無く、犯罪被害防止、被害回復及び抑止にも貢献しており、必要不可欠な存在である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる業務であるという特殊性から職員全員が警察職員OBであり、同じ土台であることで業務を進める上で大きなプラスとなっている。一方で公務員的な硬直した思考に陥ることなく時勢の変化に対応できるよう、アンテナを高くして積極的な情報収集、能力向上に努める必要がある。
所管部局	法人は警察と県民との間で暴力団排除のための架け橋となる存在であるから、実効ある事業の推進のために民間の立場、感覚への理解を深める必要がある。そのために職域暴排組織等を通じての情報交換、積極的な交流等により、各職員が官民両方のバランスの取れた感覚を保持するように努める必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に係る個人情報を扱っている特殊性から、他組織よりも高い法令遵守の意識が求められている。情報漏洩、不正利用、不適切な事務・会計処理等の絶無のため、個人情報保護規程に基づく運用と個人任せにしない複数チェックを徹底し、リスク管理体制の強化を図っている。
所管部局	法人は、会計処理を含めた業務における意思決定に当たっては担当以外の職員も内容を確認、把握のうえチェックを行い、最終的に事務局長を兼務している専務理事の決裁を必要としており、担当者任せにならないチェック体制が整っている。今後はこれが形骸化することなく十分に機能するように、内外によるチェックを確実に働かせる必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当法人は収益事業を一切行っていないことから、主要な収入源である基本財産運用益及び寄付金・賛助金の増収を目指すこととしている。経営改善に直結する項目であるが、当法人は公益法人であり、公益認定の観点から収入超過とならないように数値目標を設定した。
所管部局	法人は収益事業を行っておらず、事業資金は寄付金・賛助金収入と基本財産運用収入に依っていることから、これら収入の増加は自立経営継続のために不可欠である。コロナ禍が尾を引く経済情勢であるが、寄付金・賛助金の納入額は法人の事業活動への理解度の表れとも言えることから、積極的な事業PRにより法人への理解を促進し、収入増加に繋げる必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人の事務室内にて書類を備え置き全ての情報を閲覧可能としているが、HPの掲載情報には不足が有り指針の基準を満たしていないことから、今後指針に沿った積極的な情報公開を進めていく。
所管部局	HPでは法人の役員の名を公表していないが、法人の事業内容から暴力団や暴力団関係者による犯罪行為の標的とされる危険性があるため公表していないものであり、役員保護のため適切な措置であると認める。しかし、それ以外の法人が公開すべき情報について一部公開されていない項目があることから、今後公開を検討する必要がある。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人は、暴力団の排除により、県民の安全及び住みよい暮らしを実現する上で重要な役割を担っています。そうした役割を果たすうえで必要な法人の安定経営の観点から、現在、2つの経営改善目標を設定していますが、「V法人及び所管部局の評価」において記載されており、より経営改善に資する目標へと変更を行うこととしています。目標の変更に際しては、実効性あるPDCAを運用するため、法人の経営課題に即して、可能な限り測定可能な目標値の設定を行う必要があります。	実施済	経営改善のためには収入の安定化が不可欠であるが、当法人は収益事業を実施しておらず、ほぼ全ての収入を基本財産運用と寄付金・賛助金に依っているところであり、このふたつの財源の強化を目的として目標を設定した。目標値も、前年を上回ることを目標とする等成果測定が容易なものとした。	R4.3
所管部局	1 法人の財務体質について、総資産に占める投資有価証券保有額の割合が非常に高く、経常収益の半分以上が投資有価証券の受取利息になっています。今後とも、指導監督の責務を担う所管部局として、適時、運用リスクの把握に努める必要があります。	実施済	県出資法人の資産運用にはリスク回避が最優先事項ではあるが、リターンとの兼ね合いも考慮することから、経済情勢を注視し、他県同法人と情報交換を行う等幅広く情報収集を行い、リスク管理に努めて適切に指導を行っている。	R4.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	当法人の事業は申し出を受けて開始される受動的な性質のものがほとんどであるが、事業全般が広く県民に認知されているとは言い難い現状であり、これが一部事業の活用に至っていない要因のひとつであると認識している。 よって、所管部局である警察本部の助言を受けながら次期計画の整理を行い、事業内容を含めた広報活動に重点を置き、法人の活動のPRを強化することにより事業実績に繋げることを目指す。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることには限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R5.3